

地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画（以下「計画」という。）</u>の策定に関する協議及び<u>計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため協議会として設置する。</p>
<p>（協議事項）</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 連携計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>計画</u>の策定<u>及び変更</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>（役員）</p> <p>第6条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>（役員）</p> <p>第6条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p><u>(3) 監事 2人</u></p> <p>2 会長は、岡谷市産業振興部長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>4 <u>監事は、委員の中から会長が指名する。</u></p> <p><u>5</u> 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p><u>6</u> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p><u>7 監事は、協議会の会計を監査する。</u></p>

新規条文挿入	<p>(経費の負担)</p> <p><u>第 9 条</u> 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p>
新規条文挿入	<p>(財務に関する事項)</p> <p><u>第 1 0 条</u> 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
新規条文挿入	<p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p><u>第 1 1 条</u> 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。</p>
第 9 条を第 1 2 条に繰り下げ	<p>(規約の変更)</p> <p>第 <u>1 2</u> 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。</p>
第 1 0 条を第 1 3 条に繰り下げ	<p>(補則)</p> <p>第 <u>1 3</u> 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p>